

掛川市条例第9号

掛川市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市特別会計条例の一部を改正する条例

掛川市特別会計条例（平成17年掛川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(6) （略） <u>(7) 掛川市病院事業清算特別会計</u>	地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。 (1)～(6) （略）

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 掛川市病院事業清算特別会計の平成25年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。
- 3 掛川市病院事業清算特別会計の平成25年度の出納の完結の際同会計に属する現金は、その出納の完結の際一般会計に帰属するものとする。
- 4 この条例の施行の際掛川市病院事業清算特別会計に属する権利及び義務は、平成25年度の収入及び支出に係るもので同年度の出納の完結の際同会計に属するものにあつてはその出納の完結の際に、その他のものにあつてはこの条例の施行の際に、それぞれ一般会計に属するものとする。